

お気軽に下記の各公証役場にご相談ください。ご相談は無料です。

東京公証人会公証役場 所在一覧表

霞ヶ関公証役場	03-3502-0745	千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル地下1階	小岩公証役場	03-3659-3446	江戸川区西小岩3-31-14 トーエイ小岩ビル5階
日本橋公証役場	03-3666-3089	中央区日本橋兜町1-10 日証館ビル1階	葛飾公証役場	03-6662-9631	葛飾区青戸6-1-1 朝日生命葛飾ビル2階
渋谷公証役場	03-3464-1717	渋谷区神南1-21-1 日本生命渋谷ビル8階	錦糸町公証役場	03-3631-8490	墨田区江東橋3-9-7 国宝ビル5階
神田公証役場	03-3256-4758	千代田区鍛冶町1-9-4 KYYビル3階	向島公証役場	03-3612-5624	墨田区東向島2-29-12 Ai court曳舟102号室
池袋公証役場	03-3971-6411	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル8階	千住公証役場	03-3882-1177	足立区千住旭町40-4 サンライズビル3・4階
大森公証役場	03-3763-2763	大田区大森北1-17-2 大森センタービル2階	練馬公証役場	03-3991-4871	練馬区豊玉北5-17-12 練馬駅前ビル3階
新宿公証役場	03-3365-1786	新宿区西新宿7-4-3 升本ビル5階	中野公証役場	03-5318-2255	中野区中野5-65-3 A-01ビル7階
文京公証役場	03-3812-0438	文京区春日1-16-21 文京シビックセンター8階	杉並公証役場	03-3391-7100	杉並区天沼3-3-3 澁澤荻窪ビル4階
上野公証役場	03-3831-3022	台東区東上野1-7-2 富田ビル4階	板橋公証役場	03-3961-1166	板橋区板橋2-67-8 板橋中央ビル9階
浅草公証役場	03-3844-0906	台東区雷門2-4-8 あいおいニッセイ同和損保浅草ビル2階	麴町公証役場	03-3265-6958	千代田区麴町4-4-7 アトム麴町タワー6階
丸の内公証役場	03-3211-2645	千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル2階235区	浜松町公証役場	03-3433-1901	港区芝大門1-4-14 芝栄太楼ビル7階
京橋公証役場	03-3271-4677	中央区京橋1-1-10 西勤本店ビル6階	八重洲公証役場	03-3271-1833	中央区八重洲1-7-20 八重洲口会館6階
銀座公証役場	03-3561-1051	中央区銀座4-4-1 銀座清水ビル5階	大塚公証役場	03-6913-6208	豊島区南大塚2-45-9 ヤマナカヤビル4階
新橋公証役場	03-3591-4845	港区新橋1-18-1 航空会館6階	赤坂公証役場	03-3583-3290	港区赤坂3-9-1 八洲貿易ビル3階
芝公証役場	03-3434-7986	港区西新橋3-19-14 東京建碁ビル5階	高田馬場公証役場	03-5332-3309	新宿区高田馬場3-3-3 NIAビル5階
麻布公証役場	03-3585-0907	港区麻布十番1-4-5 深尾ビル5階	昭和通り公証役場	03-3545-9045	中央区銀座4-10-6 銀料ビル2階
目黒公証役場	03-3494-8040	品川区上大崎2-17-5 デルダンビル5階	新宿御苑前公証役場	03-3226-6690	新宿区新宿2-9-23 SVAX新宿B館3階
五反田公証役場	03-3445-0021	品川区東五反田5-27-6 第一五反田ビル3階	武蔵野公証役場	0422-22-6606	武蔵野市吉祥寺本町2-5-11 松栄ビル4階
世田谷公証役場	03-3422-6631	世田谷区三軒茶屋2-15-8 ファッションビル4階	立川公証役場	042-524-1279	立川市柴崎町3-9-21 エルフレア立川ビル2階
蒲田公証役場	03-3738-3329	大田区西蒲田7-5-13 森ビル2階	八王子公証役場	042-631-4246	八王子市東町7-6 エパーズ第12八王子ビル2階
王子公証役場	03-3911-6596	北区王子1-14-1 山本屋ビル3階	町田公証役場	042-722-4695	町田市中町1-5-3
赤羽公証役場	03-3902-2339	北区赤羽南1-4-8 赤羽南商業ビル6階	府中公証役場	042-369-6951	府中市宮町2-15-13 第15三ツ木ビル3階
			多摩公証役場	042-338-8605	多摩市落合1-7-12 ライティングビル1階

安心な老後のために

公正証書の  
ご活用を



東京公証人会ウェブサイト

<https://www.tokyokoshonin-kyokai.jp/>

東京公証人会



東京公証人会



# Q. こんな不安をお持ちでは ありませんか？



認知症による判断  
能力の低下などで要介護状態と  
なった場合、面倒を見てくれる人  
がいないことが不安です。



相続人がいません。  
自分の希望する人に相続  
させたり、世の中に役立ててくれる  
団体に寄付するには、どうすれば  
よいですか？



自分が死んだとき、  
葬儀をはじめ様々な清算や  
解約・遺品整理は、誰がどのように  
対応してくれるのか、  
心配です。

## A. 法律の専門家である公証人が作成する 公正証書で準備しましょう

### 1 身体機能の衰えや認知症などで、 介護が必要になったときに備えましょう

#### 財産管理等委任契約公正証書

信頼できる親族や第三者（法人を含む）に、継続的な見守りや、医療・入院・介護施設入所などの契約締結、各種支払への対応、行政機関への申告・届出などをあらかじめお願いしておくことができます。

#### 任意後見契約公正証書

認知症などにより判断能力が低下してしまった場合、事前に選任した任意後見人（個人または法人）が、家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督のもとに財産管理などに対応するので安心です。

### 2 死後に残される問題を あらかじめ解決しましょう

#### 死後事務委任契約公正証書

ご本人が亡くなった後の葬儀・埋葬、死亡届などの手続、未払いの病院費用の支払い、電気・電話・水道・ガスなどの解約清算、家財道具等の遺品整理などを、あらかじめ信頼できる親族や第三者（法人を含む）に委任する証書です。ご本人のご希望に沿う方法で、様々な問題を解決してもらえます。

### 3 大切な財産は、遺言で受け取る者を決めましょう

#### 遺言公正証書

遺言がない場合、遺産相続は原則として法律に規定された割合で法定相続人に相続され、ご本人のご希望と異なる場合もあります。また、相続人がいない場合、最終的に財産は国庫に帰属します。このため、近年では希望する用途に使ってもらえるように公益的な活動をする法人や団体などに寄付（遺贈）する方が増えています。公正証書遺言は、公証人がご本人のご希望に沿って、法的効力に問題がない遺言を作成いたします。公証人が病院・施設やご自宅などに出張して作成することも可能です。原本は公証役場で保管し、紛失や改ざんの心配がありません。

### 4 公証役場に相談しましょう

後記の都内各公証役場において、  
無料で相談に応じます。

お問合せはこちら

